

(続紙 1)

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	Sabine Choshen
論文題目	Heritage Preservation and Tourism Development in Two 'Ancient Villages' of Vietnam (ベトナムの二つの「伝統的集落」における遺産保存と観光開発)		
(論文内容の要旨)			
<p>本研究の目的は、住民が経済状況の変化に適応しながら生活するベトナムの「伝統的集落」(あるいは、「伝統農村」)として国家文化財に制定された地域がどのように保存されているのかを解明し、文化遺産保存と居住者の参加がどのように進められるべきかを問うことである。第一にベトナムで公的に「伝統的集落」とみなされ、国家文化遺産(文化財)の指定を受けた二つの地域において文化遺産指定や観光開発に伴って地域住民の生活様式がどのように変化し、どのように対応してきたのかを解明し、文化遺産保存が成功する要因を検討する。第二に、日本による政府開発援助がこうした村落の遺産保存と観光の発展の過程にどのように関与し、影響を与えたかを明らかにする。これらの点について、ベトナム北部のドゥオン・ラムと中部のフォック・ティックという、いずれも日本の援助が関わる二つの公的に指定された国家文化遺産としての「伝統的集落」を事例に論じる。</p> <p>序章では本論の問いを提示し、方法論を述べる。</p> <p>第一章では、「文化遺産」や「文化遺産観光」など中心となる概念を定義したうえで、先行研究とともにアジアにおける文化遺産保存と観光の事例を紹介し、本論の議論の枠組みについて、真正性についての議論とともに論じる。先行研究において提示された遺産保存アプローチのモデルを挙げ、住民の生活の場が保存の対象となる場合にどのようなモデルが望ましいかを検討する。</p> <p>第二章では、ベトナム村落について一般的に言及される諸特徴について先行研究を踏まえて紹介し、文化遺産保存で言われる「真正なベトナム村落」がどのようにとらえられてきたか、先行研究や過去の議論を提示する。</p> <p>第三章においてベトナムにおける文化遺産保存がどのように展開されてきたか、制度的な変遷と日本の国際協力の関わりについて論じる。1986年のドイモイ(刷新政策)以降のベトナム社会の変化の一環として、ベトナム政府は歴史・文化遺跡や遺産の指定、リスト化、保存を実施してきた。ベトナムの国家遺産・遺跡は、ベトナム文化・スポーツ・観光省の遺産保存庁が厳格に管理している。伝統的村落の景観が急速な経済発展のために徐々に消失しているのを受け、ベトナム政府は、「生きた遺産」の保存と再生の必要性の認識を強化させている。また、こうしたベトナム政府の政策に、1990年代より日本政府の政府開発援助が関与してきたことを述べる。</p> <p>第四章、第五章にてそれぞれドゥオン・ラム、フォック・ティックというベトナムの二つの「伝統的集落」と指定された村落における観光開発と住民の受容について詳述し、筆者による住民に対する調査の結果を記述・分析する。二つの事例では、同じような遺産保</p>			

存のアプローチがとられたにもかかわらず、保存と観光開発の状況については異なる様相がみられることを明らかにしている。第四章で扱うドゥオン・ラムでは、運営委員会が伝統的な景観の保存のため、地域住民のニーズや希望を考慮することなく厳格な規制を実施している。不公正な遺産保存と観光開発マネジメントのため、住民の大多数と地方行政の代表らとの対立が生じていた。新旧の生活様式の対立、人権や財産権に関する問題、自らの家庭生活や生活様式が商品化されあるいは遺産保存と観光開発のために強制される様々な規則などへの住民の苛立ちと遺産保存の運営委員会への不審が噴出し、葛藤を含みつつ進められている。一方、第五章のフォック・ティック村は、社会経済的な背景もドゥオン・ラムとは異なり、また、地域の行政と住民との関係はより友好的で信頼関係があるため、遺産指定や観光開発はより良好な変化をもたらし、大多数の住民に受け入れられた。しかし、人口流出が進むこの地域では、今後の担い手が確保できるかが危ぶまれる点も指摘される。

第六章はこれらの調査結果に基づく議論を展開し、二地域の比較の結果、「伝統的集落」の保存は、住民の生活水準が遺産保存の規制に影響を受けず、村落の人口が増加しておらず、地域共同体が意思決定のプロセスに参加し、さらに、村の伝統的景観の保存に重要性を見出しているフォック・ティックの場合に、より実現可能であると指摘する。文化遺産の最も持続可能な保存アプローチは、地域共同体が意思決定過程に参加し、遺産保存や観光開発に住民が参加する「生きた遺産保存」アプローチであるとされる。しかし、本研究で取り上げたドゥオン・ラムとフォック・ティックを通じて、ベトナムにおいては、保存・観光・住民の生活水準のバランスをとるのは容易ではないことが明らかになった。これは、ベトナム国家の統治の形によるトップダウン式文化遺産指定・保存が決定・実施運営されるという特性があるからである。また、この営みに大きく関与する日本の援助は、日本で成功した町並保存や観光開発モデルを、ベトナムの伝統的村落に組み入れようとするもので必ずしも適合的ではない。

終章で、以上の議論をまとめ、あるべき文化遺産保存と観光開発についての提言を行っている。

(論文審査の結果の要旨)

文化遺産の概念やその保存・保護の実践が世界的に広がりを見せ、地域研究としてそれが現地社会でどの様に実践されどの様に相互作用をもたらしているか、様々なステークホルダーの視点から検証していくことは開発や観光、持続的な発展と環境保護、文化の変容など様々な観点から重要になっている。しかし、中でもベトナムのような社会主義国でそれがどの様に導入されているかという先行研究は少ない。更に、ベトナムの文化遺産保存には、当初より日本の政府開発援助が関与しているが、その様態について部外者の視点で論じた研究はない。

本博士論文は、住民の生活の場であり続けながら「伝統的集落」として国家文化遺産に制定されたベトナム北部と中部の二つの地域で、建造物や家並、伝統的な工芸や儀礼などがどの様に保存され、それに基づいて観光が推進されているのかを、そこを生活の場としてきた住民の視点を中心に解明し、文化遺産保存と居住者の参加がどの様に進められるべきかを問うことを目的としている。そのために、この二つの地域における調査に基づき「伝統的集落」の国家文化遺産としての指定や観光開発に伴って地域住民の生活がどの様に変化し、それを住民がどの様に受け止めているのか、観光が誰によってどの様に推進されているか、遺産保存と観光開発がどの様な場合に成功するのかを問い、また、こうした過程に日本による政府開発援助がどの様に関与し、影響をもたらしているのかを明らかにしている。

本論文の学術的貢献として以下の点があげられる。

第一に、ベトナムにおける文化遺産保存とコミュニティ・ベースの観光の可能性について、特に住民の視点を重視して分析している点である。北部にある首都ハノイの近郊に位置し経済発展の渦中にある農村部のドウオン・ラム村では、住民が文化遺産保存と観光客誘致のために伝統的家屋に住まい続けることが困難である。一方、中南部の中都市フエの周縁部に位置し、過疎化と高齢化も始まりつつあり、工芸を生業としていたフォック・ティック集落では、スケールは小さいものの比較的良好に運営されている。文化遺産の保存に伴う困難も、観光客誘致の条件も大きく異なる二つの事例を取り上げて、住民による保存と誘致との関わりとその問題点を現地での聞き書きや、サーベイ調査によって明らかにし、両事例を比較することにより成功の諸条件について考察している。ベトナムで「伝統的集落」として国家文化遺産指定を受けたこの二地域については、開発当事者の報告や、観光学の視点からの報告はあるものの、保存と観光の展開過程を住民の視点から批判的に分析している点が本論文の貢献である。

第二に、ベトナムのハノイ近郊、即ち北部にある村落と、中南部にある集落という二つの「伝統農村」におけるトップダウンの文化遺産保存と住民の受容のあり方を比較することにより、二地域の、特に行政の介在や地域住民の対応の相違が浮き彫りにされて

いる。これによりベトナム研究の文脈で、中央政治権力が末端まで人々を統制しようとする傾向が強い北部の農村の構造と、末端への統制が緩く人々の裁量の範囲が広い中南部以南の村のあり方を明らかにし、その差異を描くことに成功している。

第三に、日本の政府開発援助が現場でどの様に作用し、受け止められているかを、第三者の視点から明らかにしている。ベトナムの文化遺産保存や観光開発には、当初より日本のソフトパワーが関与したのであるが、その成果については関与した当事者らによる報告以外には存在しなかった。日本国内での成功事例をもとにしたモデルにより、文化遺産の町並保存や、観光化の様々なプロジェクトが、行政と住民の関係が異なるベトナムでは、行政側からトップダウンにもたらされた時に、現地で生じる諸問題について住民の視点から明らかにしている。

これらの点により、住民が生活する場における文化遺産保存と観光開発の二つの事例を通じて、先進自由主義諸国で用いられる文化遺産保存モデルは、行政と住民の関係や、経済発展の渦中において生活向上を求める住民の社会的変動が激しい社会主義国ベトナムに充当することは難しいことを明らかにし、住民の視点からの分析理解の重要性と、ひいては住民が遺産保存に参加することの重要性そのものを明らかにしている。ベトナム研究にも、そして文化遺産保存と観光の研究にも、オリジナルな貢献となっている。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、2019年5月22日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。